

4. 追手門学院大学地域支援心理研究センター附属 「心の相談室」紀要編集規程

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）規程第15条に基づき、追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」紀要（以下「紀要」という。）の編集の基本的事項等について定める。

(目的)

第2条 紀要は、追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」（以下「心の相談室」という。）の研究成果の発表を目的として、これを刊行する。

(編集委員会)

第3条 紀要の企画、原稿の募集及び編集は、追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行い、発行は心の相談室が行う。
2 委員会に編集委員長を置き、心の相談室室長がこれにあたる。
3 委員会に編集委員を置き、心の相談室相談員の中から選出された者2名がこれにあたる。

(執筆者の資格)

第4条 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は投稿とする。

- (1) 心の相談室の構成員（室長、相談員、非常勤相談員、事務職員、研修相談員。）に限る。
ただし、依頼原稿、資料及び特集についてはこの限りではない。
- (2) 院生相談員が投稿する場合は、指導教員を通して論文を委員会に投稿し、審査の結果、論文の採否を決定する。
- (3) 追手門学院大学大学院心理科学研究科心理学専攻臨床心理学コースの修了生が投稿する場合は、査読をするという条件のもと、論文を委員会に投稿し、審査の結果、論文の採否を決定する。

(原稿の要件)

第5条 紀要に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 他紙に未発表の原著論文等であること。（口頭発表、研究会等での発表を除く。）
- (2) 完成原稿であること。

(原稿の採択)

第6条 執筆原稿の掲載については、委員会において決定する。

(紀要の発行)

第7条 紀要は、年1回の発行とし、毎年原稿募集締切日は9月末日、執筆期限は10月末日、発行日は12月末日とする。

(原稿の形式)

第8条 紀要に執筆する原稿の形式は、委員会が別に定める「地域支援心理研究センター附属「心の相談室」紀要執筆要項」によるものとする。

(校正)

第9条 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。

2 執筆者が前項の規定に反した場合、第6条の規定を準用する。

(抜刷)

第10条 抜刷は、論文ごとに50部を贈呈し、増刷分の費用は申し込み者の負担とする。

(著作権)

第11条 紀要に掲載された論文の著作権は、追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」に帰属するものとする。

(ホームページへの掲載)

第12条 紀要に掲載された論文の中で個人情報保護の観点から考えて適切と思われる論文は、センターのホームページへ掲載するものとする。

(所管)

第13条 この規程の紀要の発行に関する事務は、センター事務室において行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、相談員会議で行う。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。